

議案第18号

富津市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第1項の規定により別紙のとおり富津市の特定の事務を取り扱わせる郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

峰上出張所、関豊連絡所及び金谷連絡所を令和4年3月31日をもって廃止することに伴い、当該出張所等で提供している行政サービスのうち、公的証明書の発行業務等の特定の事務を郵便局で取り扱わせるため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第1項の規定により、関尻郵便局及び金谷郵便局を指定することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

富津市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定

1 指定する郵便局の名称

関尻郵便局及び金谷郵便局

2 取扱事務の範囲

- (1) 戸籍の謄本又は抄本（以下「戸籍謄抄本等」という。）の交付（当該戸籍に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引渡しに関する事務
- (2) 納税証明書並びに市民税・県民税所得証明書、市民税・県民税課税証明書、市民税・県民税非課税証明書及び固定資産評価証明書（以下「納税証明書等」という。）の交付（自己のものに限る。ただし、軽自動車の車検用納税証明書を除く。）の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書等の引渡しに関する事務
- (3) 住民票の写し及び住所証明書（以下「住民票の写し等」という。）の交付（自己又は自己と同一の世帯に属する者に対するものに限る。）の請求の受付並びに当該請求に係る住民票の写し等の引渡しに関する事務
- (4) 戸籍の附票の写しの交付（自己のものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡しに関する事務
- (5) 印鑑登録証明書の交付（自己のものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡しに関する事務
- (6) 粗大ごみ処理券の販売に関する事務
- (7) 書類預かり業務

3 取扱期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の3か月前までに、富津市及び日本郵便株式会社のいずれもが書面により事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とする。